

令和２年度宮古島市体験工芸村体験施設入居者募集要項

1. 趣旨

入居者を募集するため制定する。

2. 体験施設の名称及び場所

(1) 名称 宮古島市体験工芸村

(2) 住所 宮古島市平良字東仲宗根添 1 1 6 6 番地 2 8 6

3. 募集する体験施設及び入居期間

(1) 名 称 : 宮古島市体験工芸村 (体験施設 ③棟、⑤棟)

③棟 体験施設、面積 : 7 1 . 7 6 m²

⑤棟「郷土料理工房」、面積 : 1 0 0 . 9 5 m²

付属品 : ガステーブル、調理台、3 槽シンク、フード換気扇、業務用冷凍冷蔵庫、製氷機、炊事用具類等

(2) 入居期間 : 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、更新することができる。

4. 応募資格 (規則参照)

(1) 宮古島市に住所を有する個人又は団体とする

(2) 住民・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の市税を滞納していないもの

5. 応募除外要件

(1) 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体等。

(2) 会社更生法第 3 0 条又は民事再生法第 2 1 条の規定による更正手続き又は再生手続きの申立てがなされて、更正手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。

(3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。

(4) 地方自治法第 9 2 条の 2 又は第 1 8 0 条の 5 第 6 項の規定する役員等がいる団体等。

(5) 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等並びに団体等の代表者。

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。

6. 使用料等

(1) 使 用 料 : 20,000 円 (月額)

- (2) 光熱水費：水道料金・電気料金は各自で契約をし、料金は入居者負担とする。
- (3) 施設の装飾や業務用機器の設置、その他必要な備品については入居者負担で準備することとする。なお、退去する際は入居者負担で原状回復すること。
- (4) その他、社会通念上、入居者負担が適当なものは入居者負担とする。
- (5) 利用の時間は午前 9 時から午後 6 時までとする。

7. 入居者選定の方法

- (1) 入居を希望するものは、別紙様式により申込書を提出すること。
- (2) 募集締め切り後、宮古島市体験工芸村体験施設入居選定審査委員会において応募資格要件、業務内容等の審査を行い、最終的な入居候補者を決定する。
- (3) 会議において必要がある場合は、関係者の出席及び書類の提出を求める場合がある。
- (4) 審査基準（要綱）
 - ① 地域の活性化に寄与し、市の観光振興への効果が期待できる事業内容であること。
 - ② 事業計画書に沿った運営を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (5) 審査の結果は全応募者へ文書で通知する。
- (6) 入居の辞退等がでた場合、評価結果により次点繰り上げをして入居させることがある。
- (7) 入居選定審査委員会は公開しないものとする。

8. 提出書類等

(1) 提出書類

「宮古島市体験工芸村入居申込書」（様式第 1 号）及び下記の添付書類

- ① 代表者の経歴書及び履歴書
 - ② 住民票抄本
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 完納証明書（住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等）
 - ⑤ 事業計画書（任意様式・提供する体験メニューについて記載すること）
- (2) 提出期限 令和 3 年 2 月 2 6 日（金）午後 5 時
- (3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課
〒906-8501 宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (6) その他
- ① 提出された書類については、提出後の追加及び変更は認めない。

- ②提出された書類は返却しない。
- ③提出された書類の複製を作成する場合がある。
- ④提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑤申込みに際して必要となる費用は、すべて申込者の負担とする。

9. 入居の許可

- (1) 入居が決定した事業者には、宮古島市体験工芸村入居決定通知を交付する。

10. 遵守事項

- (1) 許可された施設以外は利用しないこと。
- (2) 許可なく貼り紙又は釘類を打たないこと。
- (3) 利用の施設備品、器具等に損傷がないように取り扱うこと。
- (4) 備品等を定位置に戻し、整理整頓すること。
- (5) 利用後の異状の有無を管理者に報告すること。
- (6) 前各号のほか、管理運営上不適切な行為をしないこと。

【その他留意事項】

- 1. 入居申請には連帯保証人を1名立てること。
(連帯保証人は宮古島市に住所を有し、申請者とは別世帯であること)
- 2. 入居期間は令和4年3月31日までとする。ただし、更新することができる。
- 3. 使用料等は、毎月5日までに納付すること。
- 4. 入居期間が1ヶ月に満たないときは、使用料は日割り計算とする。
- 5. 施設の原型を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 6. 入居者は、入居の権利等の全部又は一部を第3者に請け負わせてはならない。
- 7. 入居者が故意又は重大な過失により、施設等を破損若しくは滅失したときは、それに相当する額の賠償をさせるものとする。
- 8. 次の場合は、入居の取消又は中止を行う場合がある。
 - ① 入居許可条件に違反したとき。
 - ② 施設等を破損又は、滅失するおそれがあると認められるとき。
 - ③ 市長が管理運営上適当でないと認められるとき。
- 9. 施設の利用時間は午前9時から午後6時までを基本とする。
- 10. 休館日は毎週月曜日及び12月29日から1月3日までを基本とする。
- 11. 前項に定めるもののほか、この要項に定めがないものについては関係法令、条例、規則及び協定書に基づくものとする。また、これらについて疑義が生じた場合には必要に応じて協議しこれを定めるものとする。